

2019年7月吉日

アクラブ会員各位

アクラブ八王子
支配人 金井 元史

最低賃金連動会費制導入のご案内

季夏の候、会員の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
また、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

お陰様でアクラブグループは、前身の金子水泳学校開設以来54年目を迎えることができました。
これもひとえに会員の皆様の多大なるご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、当クラブは日頃より安心・安全な施設環境と質の高い指導を目指し、施設管理及び
スタッフの育成・人材確保に取り組んでまいりましたが、近年の人件費及び施設管理費は
上昇傾向にあり、今後更なる人件費の高騰が懸念されます。

今後も安心・安全な施設環境と、より質の高い指導を提供できるよう勘案し、2019年10
月より『最低賃金連動会費制』を導入致します。

最低賃金とは、最低賃金法に基づき、雇用主が労働者に支払う賃金の最低額として国が定
めるものです。具体的な金額は、地域毎の物価や労働者の賃金などが異なることから、都
道府県ごとの実情を踏まえて決定されています。因みに東京都の最低賃金(時給)は、2014
年度から2018年度までの4年間で11% (年平均2.61%) 上昇しており、2014年当時の
888円から現在では985円となっております。本年(2019年)も10月1日から最低賃金が更
に上昇する見込みです。

毎年の最低賃金の上昇は、アクラブ運営にも大きな影響をもたらします。高いスキルを期
待される水泳指導にあっては、その時給や給与も最低時給の改正に準拠して改定するこ
とが必要です。

つきましては、誠に心苦しいことながら2019年10月より後述の通り、『最低賃金連動会費
制』を導入させて頂きます。会員の皆様にご負担頂くことは誠に申し訳なく存じますが、
諸事情をご賢察の上、何卒ご理解とご協力を賜り度、お願い申し上げます。

1. 『最低賃金連動会費制』について

・現在の東京都最低賃金（2018年10月改正）を基準とし、毎年10月の最低賃金の改正時期に合わせて会費を改定致します。今期の会費改定は、2019年10月からの最低賃金が決定した段階で改めて新会費をご案内し、10月7日の自動振替分から改定を実施させていただきます。新会費のご案内は、9月1週目の予定です。

・クラブの人件費率は概ね50%で推移していますので、会費の50%の金額に対して、改正率を乗じて改定会費とします。

(例えば最低賃金改正率が2.5%、月の税抜き会費が8,000円の場合・・・
4,000円(8,000円の50%)分についての2.5%(=100円)を会費に加算いたします。)

・会員の皆様にご納入頂く会費は、人件費はもとより水道料や電気・ガス代金の運転費、プールなど施設や設備の固定的経費、メンテナンス費用など様々なコストと大きくかかわります。

この『最低賃金連動会費制』により、更に高いスキルを持つスタッフの採用や教育の確保、お客様への十分な指導提供のための第一歩とすることができます。

ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

※人件費以外の様々な経費の変動、サービス向上に伴う会費への転嫁につきましては、別途年度毎を基本として改定させていただくことがございます。

2. 『消費税増税』について

2019年10月から消費税増税が予定されています。増税分もあわせて会費に転嫁させていただきますので確認をお願い致します。

※クラブでは、従来通り会費や商品などにおいて税込み金額で表示致します。

その他、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

クラブ八王子
042-666-0111